

涌谷町成年後見制度利用促進協議会設置要綱をここに定める。

令和6年12月26日

涌谷町長 遠藤 稔雄

涌谷町告示第65号

涌谷町成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び涌谷町成年後見制度利用促進計画（以下「促進計画」という。）に基づき、成年後見制度に携わる関係機関との連携を強化するとともに、権利擁護支援が必要な者に対し、適切な支援を推進することを目的として、涌谷町成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 成年後見制度の広報、啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関すること。
- (3) 関係機関との協力及び連携強化に関すること。
- (4) 促進計画の進捗状況等の報告を受け、意見を述べること。
- (5) その他対象者の権利擁護支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 弁護士、司法書士又は社会福祉士の資格を有する者
- (2) 保健・介護・福祉関係者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第7条 第3条に規定する委員のほか、協議会にオブザーバーを招集することができる。

2 オブザーバーは、協議会の所掌事項について専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、専門的な見地から協議会の所掌事項に関する助言又は協力を行うものとする。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(任期の特例)

- 3 この要綱の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。